

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

| | 入札参加資格停止措置業者名 | 所在地 |
|---|------------------|----------------|
| 1 | 株式会社水戸住宅設備機器センター | 茨城県水戸市河和田町4010 |

2 入札参加資格停止措置期間 令和6年2月14日から令和6年4月13日まで（2カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社水戸住宅設備機器センターは、令和6年1月31日、本市発注の公共下水道桜川処理分区枝線（3－8工区）工事において、車両全面通行止め規制による管路掘削工事中、作業エリアと歩行者通路が明確にされていない状況で適切な交通誘導をしなかったことによる安全管理措置の不適切により、歩行者が作業エリアに進入して掘削箇所転落し、第一腰椎圧迫骨折の重傷を負う事故を生じさせた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第3第4号「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故（市発注工事等）」に該当する。

「契約規程」

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| 別表第3第4号 エ 安全管理の措置の不適切により公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 2カ月以上3カ月以内 |